

# 第2次

# 芦屋市市民マナー条例推進計画

平成31年度～平成35年度



ハツと、マナー。ASHIYA CITY



# 芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけるという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

## はじめに

芦屋市では、市民の皆様の清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向け、平成19年に「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）を制定し、さまざまな取組を進めてまいりました。

また、平成26年には「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定するとともに、「芦屋市市民マナー条例推進連絡会」を立ち上げ、市民・事業者・市が協働することで、条例の定着に努めてまいりました。

その結果、「市民マナー条例」は市民の皆様の生活に浸透し、良好な住環境の確保に一定の効果がみられるものの、なお取組むべき課題もございます。

このような状況を踏まえ、このたび前計画を見直し、「第2次芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定いたしました。

今後も、本計画の基本理念である「芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む」社会の実現に向けて、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、アンケート調査等を通じて貴重なご意見をいただきました皆様、計画策定にご尽力いただきました、本計画策定会議の委員の皆様から感謝申し上げます。

平成31年3月



芦屋市長 **山 中 健**

# 目 次

<b>第 1 章 計画の基本事項</b> .....	<b>1</b>
1 背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 第 1 次計画に基づく取組の検証.....	3
<b>第 2 章 施策の基本的方向性</b> .....	<b>7</b>
1 基本理念.....	7
2 基本目標.....	7
3 体系図.....	8
<b>第 3 章 施策の展開</b> .....	<b>9</b>
基本目標 1 違反行為をしない・させない「人づくり」.....	9
取組の柱 1 違反行為の特性に応じた啓発.....	9
取組の柱 2 子どもの頃からの意識・関わりづくり.....	11
取組の柱 3 市外からの来訪者に向けた情報発信.....	13
基本目標 2 違反行為をしない・させない「環境づくり」.....	15
取組の柱 4 監視・指導體制の整備.....	15
取組の柱 5 各種団体等との協力体制の構築.....	17
取組の柱 6 美しいまちなみと調和した啓発物等の整備.....	19

<b>第4章 計画の管理</b> .....	<b>21</b>
1 進捗管理.....	21
2 指標の設定.....	22
<b>参考資料</b> .....	<b>25</b>
1 条例.....	25
2 計画の策定体制（設置要綱，委員名簿）.....	31
3 計画の策定経過.....	33
4 各調査の概要.....	34

※元号「平成」の表記について

元号表記は「平成」となっていますが，平成31年5月以降は新元号に読み替えることとします。



# 第1章

## 計画の基本事項

### 1 背景と目的

本市では、平成19年に「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）を制定し、現在では市民生活において特に迷惑となる行為①～⑨の禁止について定めています。（下表参照）

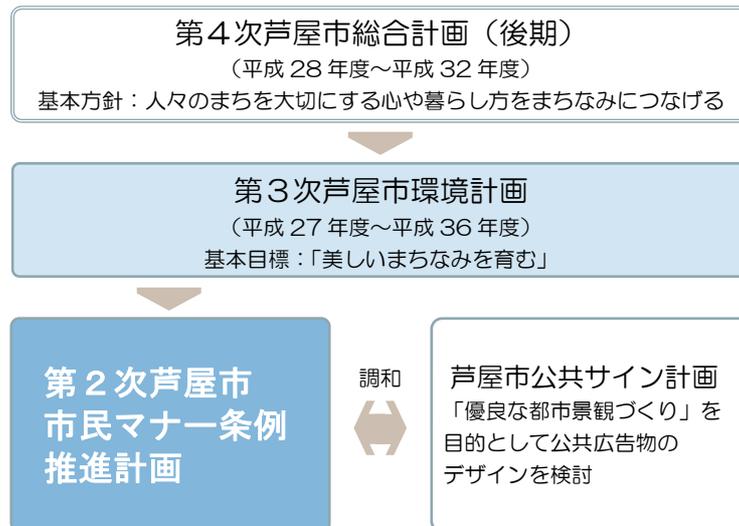
平成26年には、第1次芦屋市市民マナー条例推進計画を策定するとともに、芦屋市市民マナー条例推進連絡会を立ち上げ、進捗管理を行いながら本条例を普及促進させる取組を推進してきました。その結果、平成29年のアンケートでは本条例について聞いたこともなかった人の割合が5年前から減少しており、本条例は着実に浸透しつつあります。一方、今後の課題としては喫煙者や犬の飼い主による人目につかないところでの違反行為の抑止や、市外からの来訪者への効果的な周知方法等が挙げられます。また、増加傾向にある外国人観光客に対する周知徹底も求められます。

このような状況を踏まえ、今後は市民マナー条例の推進を周知から実践へとつなぐため、より一層違反行為の特性に応じた柔軟な取組を、市民や事業者等の各種団体と連携しながら一体的に推進していくことが重要です。本計画は、第1次計画が平成30年度に計画の終了年度を迎えたことから、これを受け継ぐ第2次計画としてさらなる市民マナー条例の普及促進を図るものです。

市民マナー条例の変遷	内容	
市民マナー条例施行 (平成19年6月1日)	①たばこの吸殻及び空き缶等の 投げ捨て ②喫煙禁止区域内での喫煙 ③飼い犬のふんの放置や放し飼い ④夜間花火 ⑤落書き ⑥歩行中や自転車乗車中の喫煙 (歩行喫煙等)	①～⑥を禁止と定めた (⑥のみ努力義務)
市民マナー条例改正 (平成21年7月1日)	⑦潮芦屋ビーチ周辺での花火	⑦を終日禁止とした
市民マナー条例改正 (平成23年6月1日)	⑧芦屋川流域等でのバーベキュー等 ⑨芦屋キャナルパークでの プレジャーボート等の夜間航行 ②喫煙禁止区域内での喫煙	⑧、⑨を禁止と定め、 ②についてはJR芦屋駅周 辺に加え、新たに阪神芦屋 駅・打出駅、阪急芦屋川駅 周辺の3箇所を追加指定
市民マナー条例改正 (平成25年10月1日)	⑥歩行喫煙等	⑥を努力義務から、禁止に 改めた

## 2 計画の位置づけ

本計画は、市民マナー条例に関連する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。上位計画である第4次芦屋市総合計画の基本方針「人々のまちを大切にすることや暮らし方をまちなみにつなげる」や、第3次芦屋市環境計画の基本目標「美しいまちなみを育む」に沿い、関連計画との調和を図ります。



## 3 計画の期間

本計画は、平成31年度から平成35年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢や市民意識の変化に応じて適宜検証等を行います。

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	
第1次芦屋市 市民マナー条例推進計画					第2次芦屋市 市民マナー条例推進計画							
					第4次芦屋市総合計画 (後期)				第5次芦屋市総合計画 (前期)			
第3次芦屋市環境計画												

## 4 第1次計画に基づく取組の検証

本市では、第1次計画の基本目標毎に取組を行い、市民マナー条例の普及促進に努めてきました。主な取組は以下のとおりです。

### 基本目標1 美しい芦屋を守るための「市民マナー条例」をもっと周知しよう

- 広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、交通機関等の活用により、積極的に情報発信を行いました。
- 官学協働で啓発グッズ（うちわやポスター等）を作製し、キャンペーン等で配布することで、市民マナー条例をわかりやすく知ってもらう機会を作りました。



〔 広報紙・アシヤニュースレター 〕



〔 啓発グッズ：うちわ・ポスター 〕

### 基本目標2 マナーを守る 美しい心を子どもの頃から育もう

- 官学協働で啓発まんがチラシを作製し、公立小学校の全児童に配布することで、マナーについて楽しみながらわかりやすく学んでもらいました。
- 「市民マナー条例」に関するポスターを募集し、優れた作品を表彰するとともにホームページに掲載することで、マナーについて考えるきっかけを作りました。



〔 啓発まんがチラシ 〕



〔 ポスター展応募作品 〕

### 基本目標 3 市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の 一体的な取組を強化しよう

- お祭り等のイベント開催時に、美化推進員と市の協働による市民マナー条例啓発キャンペーンを実施することで、市民と一体となった取組を推進しました。
- 市民マナー条例推進協力店を募集し、趣旨にご賛同いただいた店舗に啓発ポスターを掲示していただきました。



〔啓発キャンペーン〕



〔市民マナー条例推進協力店による掲示風景の写真〕

### 基本目標 4 市民マナーの向上に向け、継続的に取り組む 仕組みを創ろう

- 市民マナー条例推進連絡会を設置し、市民マナー条例を推進する取組の進捗管理を行いました。
- 市民マナー条例のあり方や同条例の推進に関する施策の調査・研究として、阪神地域喫煙マナー向上担当者連絡会を立ち上げ、近隣市との情報共有や、視察、研修、合同キャンペーンを企画・実施しました。
- 市民マナー条例指導員による喫煙禁止区域の巡回や、苦情の多い地域への重点パトロールを実施し注意・指導を行いました。



〔市民マナー条例推進連絡会〕



〔阪神地域喫煙マナー向上担当者連絡会〕

## 第1次計画のまとめ

以下の体系に基づき取組を実施した結果、得られた成果と今後の課題は次ページのとおりです。

基本理念	基本目標	主な取組
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む</p>	<p><b>1【知らせる】</b> 美しい芦屋を守るための「市民マナー条例」をもっと周知しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙（環境特集号・アシヤニューズレター）等を利用した情報発信</li> <li>・ホームページを利用した情報発信</li> <li>・広報チャンネル（ケーブルテレビ）を利用した情報発信</li> <li>・イベント会場等でのアナウンスによる周知</li> </ul>
	<p><b>2【学ぶ】</b> マナーを守る美しい心を子どもの頃から育もう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員に向けた市民マナー条例の出前講座</li> <li>・子どもに向けたマナーの出前講座</li> <li>・市民マナー条例に関するポスター等の募集</li> </ul>
	<p><b>3【行動する】</b> 市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を強化しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間も含めた地域活動団体（自治会、事業所、NPO団体等）への啓発講座の実施</li> <li>・まちかどキャンペーンの実施</li> <li>・芦屋わがまちクリーン作戦等との協働キャンペーンの実施</li> <li>・地域と一体となった啓発パトロールの実施</li> </ul>
	<p><b>4【つなぐ】</b> 市民マナーの向上に向け、継続的に取り組む仕組みを創ろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）市民マナー条例推進協議会の設置</li> <li>・啓発キャンペーン等の実施の計画立案</li> <li>・市民マナー条例に規定された禁止事項に対する巡回警備</li> <li>・市民マナー条例に規定された禁止事項に対する指導</li> </ul>

## 成果と課題

### 【成果】

概ね計画に沿った取組が実施できており、市民マナー条例を「知らせる」ために行政発信（広報紙、チラシ配布等）の取組のほか、地域発信（自治会掲示板の活用等）の取組等まち全体で本条例を推進する気運を高めるための様々な手段を工夫することで、一部の禁止項目（飼い犬の放し飼いやふんの放置等）について改善が進んだと感じる人の割合が増えました。

### 【課題】

禁止項目毎の周知状況や意識の徹底に差が見られること、市外からの来訪者による本条例の認知度が低いこと等から、違反行為の特性に応じた取組が重要となります。また、景観保全・向上の取組が進む中、芦屋の美しいまちなみと調和した啓発物等の整備も適宜行っていくことが求められます。

### 【成果】

策定当時に具体的な取組として想定された項目が少ないこともあり、未だ十分に取組が進んだとは言えませんが、本条例に関する啓発まんがチラシの作製・配布や、啓発ポスターの募集・表彰・展示等、迷惑行為について「学ぶ」きっかけ作りを行いました。

### 【課題】

アンケート結果によると、今後重点的に取り組むべきこととして子どもへのマナー教育が重要とされていることから、第1次計画に基づいて実施できなかった取組や、子どもを巻き込んだ啓発キャンペーン等の実施が求められます。

### 【成果】

未だ十分に取組が進んだとは言えませんが、芦屋わがまちクリーン作戦との協働啓発キャンペーンや、事業者の店舗に啓発ポスターを掲示していただくなど、各種団体と共に「行動する」一体的な取組が徐々に広がりはじめています。

### 【課題】

アンケート結果によると、迷惑行為の防止に必要なことについて地域と行政などが一体となった取組が重要とされていることから、自治会や事業者、大学等の各種団体と更に連携を深め、一体となった取組を拡充していくことが求められます。

### 【成果】

概ね計画に沿った取組が実施できており、市民マナー条例指導員による取締や委託警備のほか、市民マナー条例推進連絡会や阪神地域喫煙マナー向上担当者連絡会を立ち上げ、計画の進捗管理や他市との情報共有・合同啓発キャンペーンを行うなど、協力者を「つなぐ」仕組みを創りました。

### 【課題】

アンケート結果によると、重点的に取り組むべきこととして、専門員による市内パトロールの強化が重要とされていることから、今後も引き続き地域の特性に応じて取締や警備を実施することが求められます。また、各連絡会を継続的に実施することで、適宜取組の検証や情報共有に努めることも重要です。



## 第2章

# 施策の基本的方向性

## 1 基本理念

第1次計画では、「芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む」を基本理念として、人とのつながりやまちを大切にする心を育てることをコンセプトとした『心・人づくり』を目指してきました。第2次計画でもこの理念を引継ぎ、「人づくり」（ソフト面）と「環境づくり」（ハード面）の両面から効果的な取組を推進します。

## 2 基本目標

以下の基本目標に基づき、市民マナー条例の推進を周知から実践へとつなぎます。

### 基本目標1 違反行為をしない・させない「人づくり」

～違反行為の特性に応じた取組を推進しよう～

迷惑行為を許さないという認識を個人からまち全体に広げ、市民マナー条例を推進する気運を高めることで、違反行為をしない・させない「人づくり」を推進します。

特に、違反行為の特性に応じた啓発を行う中で、子どもの頃から迷惑行為の禁止について正しく理解し実践できるよう、子どもに向けた周知・啓発に取り組みます。また、市民マナー条例を知らない市外からの来訪者が思わず違反してしまうことを防ぐため、来訪者に向けた様々な情報発信に取り組みます。

### 基本目標2 違反行為をしない・させない「環境づくり」

～地域の特性に応じた取組を推進しよう～

迷惑行為を許さない気運をまち全体で高めていくために、違反行為をしない・させない「環境づくり」を推進します。

特に、地域の特性に応じて監視・指導体制や啓発物等を整備しつつ、自治会等の地域団体その他の各種団体と積極的に協力体制を築くことで、違反しにくい雰囲気づくりに努めます。また、啓発物のデザインにも着目し、芦屋の美しいまちなみに調和させながらも啓発効果の高いデザインの制作・活用に努めます。

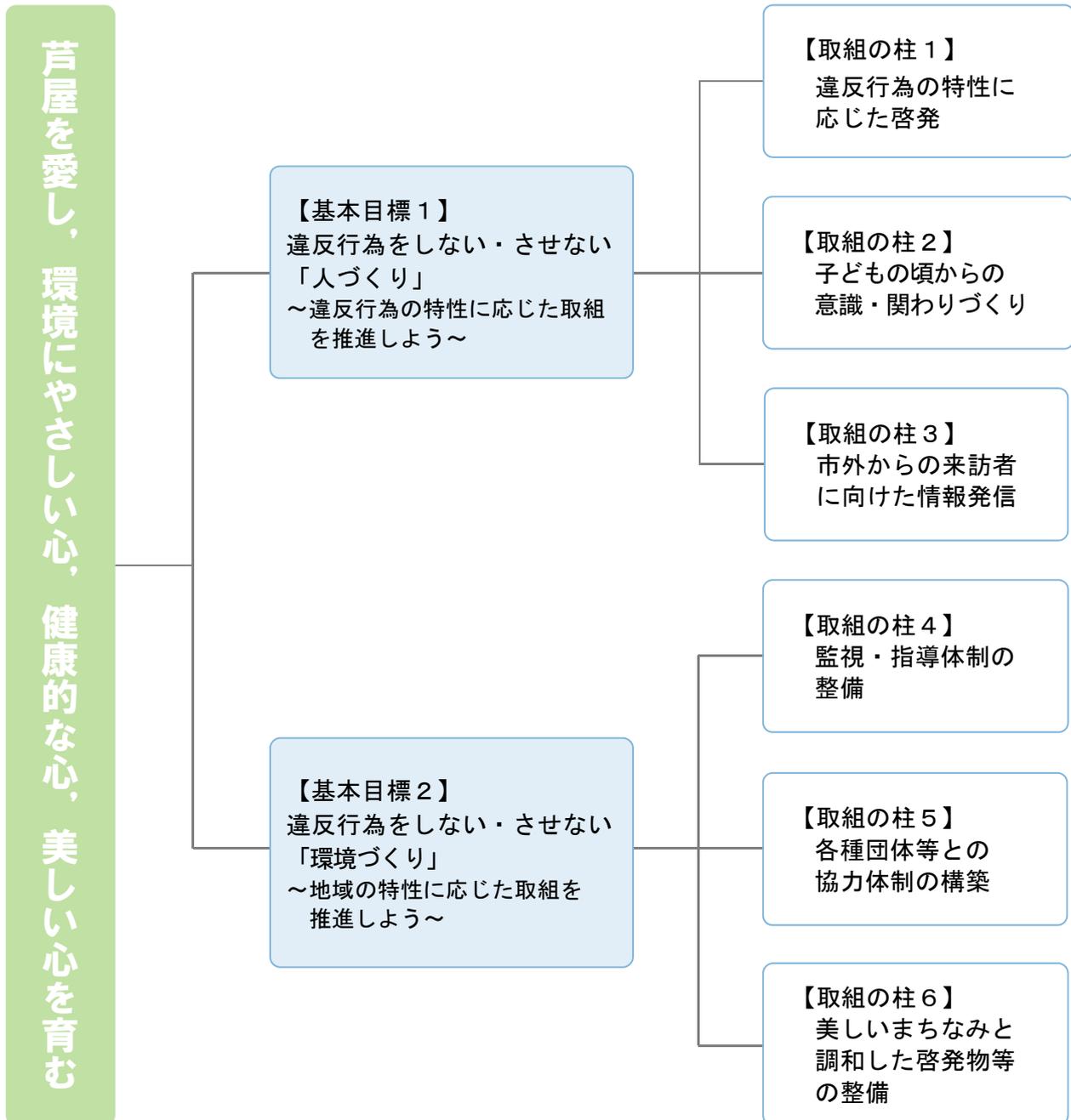
### 3 体系図

基本理念，基本目標に基づき計画を推進していくために，以下の体系で施策を展開していきます。

【基本理念】

【基本目標】

【取組の柱】





## 施策の展開

### 基本目標 1 違反行為をしない・させない「人づくり」

#### 取組の柱 1 違反行為の特性に応じた啓発

次ページの現状を見ると、犬を飼っている人の配慮については各項目で概ね改善傾向にあるものの、喫煙者の配慮については「喫煙禁止区域では喫煙しない」の割合が減少するなど禁止項目毎の周知状況や意識の徹底に差が見られます。また、禁止項目毎の改善の実感にも大きな差が生じており、あまり成果があがっていない禁止項目についてはより一層の取組が求められます。

そこで、今後は全ての禁止項目について画一的な啓発とならないよう優先度の高い禁止項目から順に、違反行為の多い時間や場所、違反者の年齢、行動パターンなど、当該違反行為の特性を十分踏まえたうえで、状況に応じてより効果的と考えられる取組に重点を置いた柔軟な啓発活動を行います。

#### [ 主な取組 ]

No.	取組	内容
1	広報紙等を利用した啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報あしや（環境特集号も含む）・アシヤニューズレター等への掲載</li><li>・啓発チラシ（英語版も含む）の作製・配布</li><li>・効果的な啓発グッズの作製・配布</li></ul>
2	啓発キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・イベント等を活用したキャンペーン</li><li>・違反の多い時期・地域で行うパトロールを兼ねたキャンペーン</li></ul>

[ 現状 ]

図表 1 [ 喫煙者の配慮について ] (平成 25 年度調査との比較)

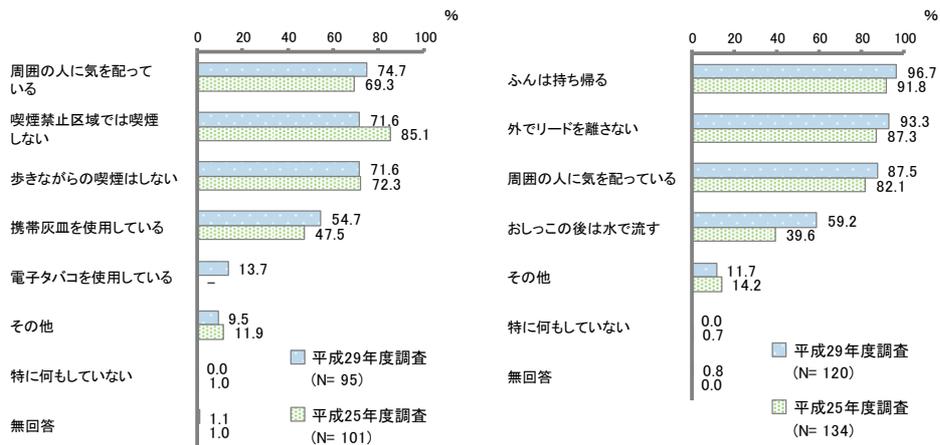
- ・「周囲の人に気を配っている」「携帯灰皿を使用している」等の割合が増加
- ・「喫煙禁止区域では喫煙しない」の割合が減少

図表 2 [ 犬を飼っている人の配慮について ] (平成 25 年度調査との比較)

- ・「ふんは持ち帰る」「外でリードを離さない」「周囲の人に気を配っている」等の割合が増加

図表 3 [ 市民マナー条例に基づく主な取り組みについて ]

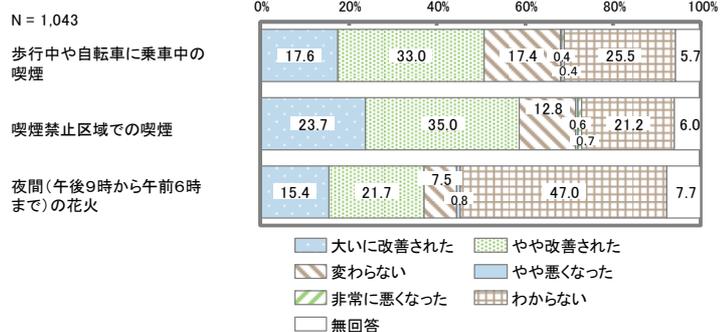
- ・『喫煙禁止区域での喫煙』で「大いに改善された」と「やや改善された」をあわせた“改善されたと感じる人”の割合は 58.7%
- ・『夜間(午後9時から午前6時まで)の花火』で“改善されたと感じる人”の割合は 37.1%



※平成 25 年度調査には「電子タバコを使用している」の選択肢はありませんでした。

図表 2 [ 犬を飼っている人の配慮について ]

図表 1 [ 喫煙者の配慮について ]



図表 3 [ 市民マナー条例に基づく主な取り組みについて ]

## 取組の柱2 子どもの頃からの意識・関わりづくり

次ページの現状を見ると、今後重点的に取り組むべきことのうち「人づくり」（ソフト面）の取組としては、市民調査によれば「子どもへのマナー教育の実施」を求める声が多くなっています。また、美化推進員調査でも同様の傾向がみられ、「地域や家庭へのマナー教育の実施」等が求められており、迷惑行為の禁止について子どもの頃からの意識や関わりが重要視されていると考えられます。

そこで、今後は子どもが迷惑行為の禁止について自ら考え行動するきっかけづくりとして、まんがやイラストを活用した分かりやすい教材等の作製や、子どもを巻き込んだ啓発キャンペーンの実施、市民マナー条例に関する啓発ポスターの募集等に取り組みます。

### [ 主な取組 ]

No.	取組	内容
1	子ども向けの教材の作製等	<ul style="list-style-type: none"><li>・官学協働での啓発まんがチラシ等の作製・配布</li><li>・小学校3年生で学ぶ教材「わたしたちのまち芦屋」での紹介</li></ul>
2	子どもを巻き込んだ啓発キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども向けや子どもが参加する啓発キャンペーンの実施</li></ul>
3	市民マナー条例に関する啓発ポスター等の募集	<ul style="list-style-type: none"><li>・啓発ポスターを募集し、優秀作品を展示・表彰</li></ul>
4	子どもへの啓発機会の創出	<ul style="list-style-type: none"><li>・お祭りや市役所見学、イラストレーション教室等、子どもが集まる機会を活用した啓発</li></ul>

[ 現状 ]

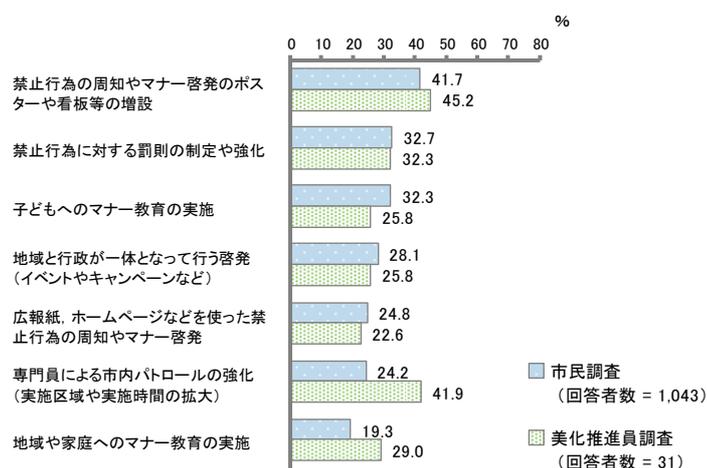
図表1 [ 生活環境に関するマナー向上のために重点的に取り組むべきこと ]

【 市民調査 】

- 「禁止行為の周知やマナー啓発のポスターや看板等の増設」の割合が41.7%と最も高く、次いで「禁止行為に対する罰則の制定や強化」の割合が32.7%、「子どもへのマナー教育の実施」の割合が32.3%

【 美化推進員調査 】

- 「禁止行為の周知やマナー啓発のポスターや看板等の増設」の割合が45.2%と最も高く、次いで「専門員による市内パトロールの強化（実施区域や実施時間の拡大）」の割合が41.9%、「禁止行為に対する罰則の制定や強化」の割合が32.3%、「地域や家庭へのマナー教育の実施」の割合が29.0%



図表1 [ 生活環境に関するマナー向上のために重点的に取り組むべきことについて（一部抜粋） ]

## 取組の柱3 市外からの来訪者に向けた情報発信

次ページの現状を見ると、市民マナー条例の認知度について、芦屋市民では86.6%であるのに対し、市外からの来訪者では37.0%にとどまっており、市民以外に向けた情報発信が課題となっています。また、市外からの来訪者に条例を周知するために効果的なものとして「駅前の看板・ポスター」の割合が最も高くなっています。

そこで、今後は初めて芦屋を訪れる来訪者であっても思わず違反することのないよう、ホームページやメディア等を活用した啓発はもちろん、芦屋の玄関口である市内4駅周辺を中心とした啓発物の整備やキャンペーンの実施等、市外からの来訪者に向けた効果的な啓発に取り組めます。

### [ 主な取組 ]

No.	取組	内容
1	ホームページやSNSを活用した情報発信・収集	・市ホームページに市民マナー条例のページを作成し随時更新 ・フェイスブック等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信・収集
2	メディアを活用した情報発信	・広報番組（ケーブルテレビ）を活用した情報発信 ・新聞や雑誌、テレビ等を活用した情報発信
3	駅や公共交通機関を利用した情報発信	・駅構内の広告や公共交通機関の車内広告等を利用した情報発信

芦屋市ホームページでは、市民マナー条例について情報発信を行っています。

詳しくは、右記QRコード、またはHP（<http://www.city.ashiya.lg.jp/kankyuu/manahenshu.html>）をご覧ください。



芦屋市 市民マナー条例

検索



[ 現状 ]

図表1 [ 市民マナー条例の認知度について ]

【 市民調査 】

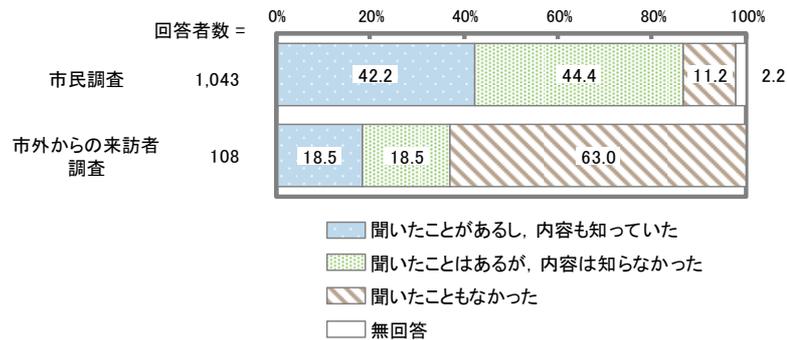
- 「聞いたことがあるし、内容も知っていた」と「聞いたことはあるが、内容は知らなかった」をあわせた認知度は86.6%
- 「聞いたこともなかった」人の割合は11.2%

【 市外からの来訪者調査 】

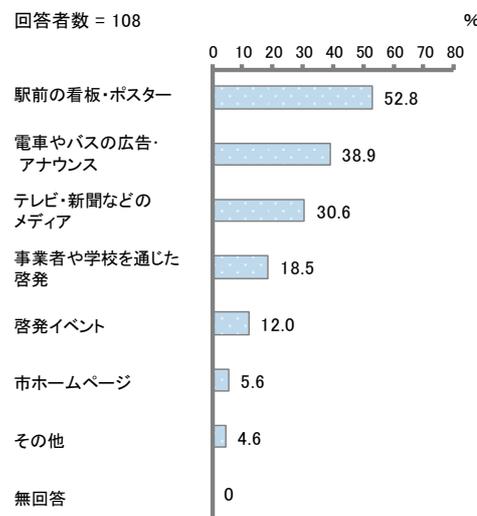
- 認知度は37.0%
- 「聞いたこともなかった」人の割合は63.0%

図表2 [ 市外からの来訪者に条例を周知するために効果的なものについて ]

- 「駅前の看板・ポスター」の割合が52.8%と最も高く、次いで「電車やバスの広告・アナウンス」の割合が38.9%、「テレビ・新聞などのメディア」の割合が30.6%



図表1 [ 市民マナー条例の認知度について ]



図表2 [ 市外からの来訪者に条例を周知するために効果的なものについて ]

## 基本目標 2 違反行為をしない・させない「環境づくり」

### 取組の柱 4 監視・指導体制の整備

次ページの現状を見ると、今後重点的に取り組むべきことについて、美化推進員調査によれば「専門員による市内パトロールの強化」が 41.9%と2番目に高い割合となっており、特に日頃から市民マナー条例の推進に携わっていただいている方々の立場から、違反行為に対する監視・指導体制の強化が求められています。また、罰則の抑止力を確保するためにも違反を取り締まる体制の整備は重要と考えられます。

そこで、今後も引き続き市民マナー条例指導員による取締を行いつつ、それでは対応しきれない場所や時間帯について、地域の特性を踏まえ必要に応じて委託警備等を実施します。また、地域の目を光らせることで違反行為を抑止する新たな手法等も積極的に取り入れます。

#### [ 主な取組 ]

No.	取組	内容
1	市民マナー条例指導員による取締	<ul style="list-style-type: none"><li>・喫煙禁止区域や違反の多い地域の巡回</li><li>・違反を防止するための啓発</li><li>・違反者に対する過料処分や指導・勧告・命令</li></ul>
2	委託警備	<ul style="list-style-type: none"><li>・花火等を取り締まるための委託警備</li><li>・キャナルパークでの警備艇による委託警備</li></ul>
3	地域との協働パトロール	<ul style="list-style-type: none"><li>・美化推進員等の協力を得て行う協働パトロール（イエローチョーク作戦<sup>※</sup>等）</li></ul>

※イエローチョーク作戦とは、チョークを用いて放置された飼い犬のふんを丸で囲み発見日時を記載すること等を繰り返し行うことで、地域が目を光らせていることを飼い主に伝え、ふんの放置を抑制する手法をいう。

[ 現状 ]

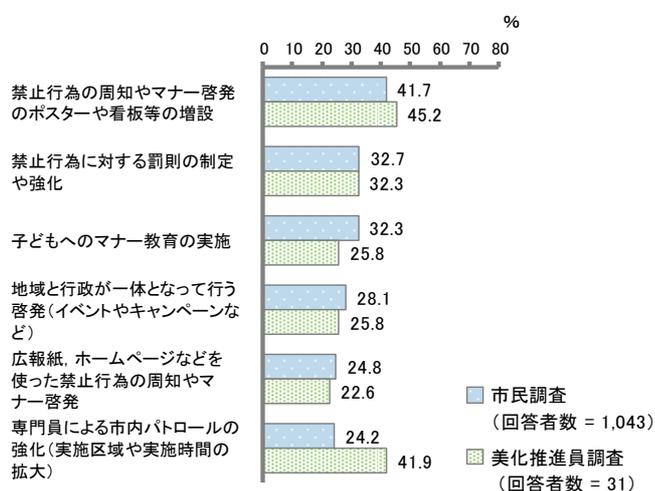
図表1 [ 生活環境に関するマナー向上のために重点的に取り組むべきこと ]

【 市民調査 】

- ・「禁止行為の周知やマナー啓発のポスターや看板等の増設」の割合が41.7%と最も高く、次いで「禁止行為に対する罰則の制定や強化」の割合が32.7%

【 美化推進員調査 】

- ・「禁止行為の周知やマナー啓発のポスターや看板等の増設」の割合が45.2%と最も高く、次いで「専門員による市内パトロールの強化（実施区域や実施時間の拡大）」の割合が41.9%、「禁止行為に対する罰則の制定や強化」の割合が32.3%



図表1 [ 生活環境に関するマナー向上のために重点的に取り組むべきことについて（一部抜粋） ]

## 取組の柱5 各種団体等との協力体制の構築

次ページの現状を見ると、迷惑行為の防止に必要なことについて、「市民一人一人の心がけや行動」に次いで、「地域と行政などが一体となった取り組み」を挙げる声が多くなっており、自治会等の地域団体をはじめとした各種団体との協力体制の構築がより一層求められています。

そこで、今後はより多くの地域から美化推進員をご推薦いただき、啓発活動等でご協力いただく体制を充実させていくことを目指します。また、本計画の進捗管理を行うため引き続き市民マナー条例推進連絡会を開催し、自治会等の地域団体や事業者等との連携を図ります。

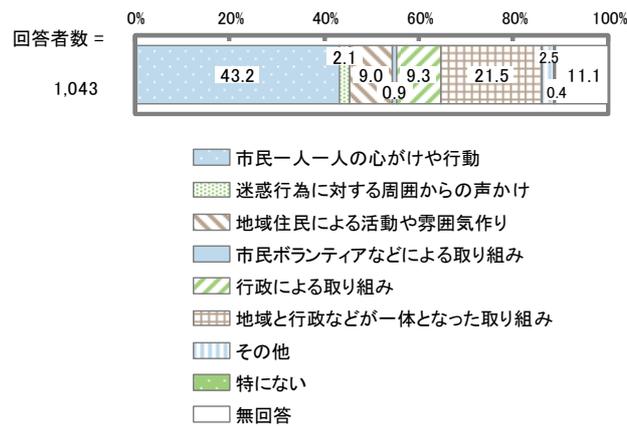
### [ 主な取組 ]

No.	取組	内容
1	美化推進員の委嘱	・美化推進員（市民マナー条例推進にご協力いただく方）の委嘱
2	市民マナー条例推進連絡会の開催	・市民マナー条例推進連絡会の開催（年3回程度）
3	市民団体・事業者等との協働	・協働啓発キャンペーン ・自治会掲示板用の啓発物の作製・配布 ・事業者向けの啓発物の作製・配布

[ 現状 ]

図表1 [ 迷惑行為の防止に必要なことについて ]

- 「市民一人一人の心がけや行動」の割合が43.2%と最も高く、次いで「地域と行政などが一体となった取り組み」の割合が21.5%
- 「地域住民による活動や雰囲気作り」「行政による取り組み」の割合がそれぞれ約1割



図表1 [ 迷惑行為の防止に必要なことについて ]

## 取組の柱6 美しいまちなみと調和した啓発物等の整備

次ページの現状を見ると、芦屋市を美しく清潔で快適なまちだと思ふかについて、市民か否かにかかわらず9割前後の方が思うと回答しており、今後もこのような良い印象を維持していくことが重要です。他方で、マナー条例を知ったきっかけについて、「市からの広報等」に次いで「街角の啓発物」が48.9%と高い割合となっており、まちなかの啓発物は一定数確保しつつ、設置する啓発物のデザインを芦屋市の美しいまちなみと調和させていくことが求められます。

そこで、今後は芦屋市公共サイン計画（2ページ参照）も踏まえ、美しいまちなみと調和する啓発看板等のデザインを検討し、官学協働等の方法で作製する取組を進めていきます。また、設置する啓発看板等の数についても景観維持の観点から必要に応じて整理していくとともに、既設の啓発看板等や喫煙指定場所についても、点検、補修等を随時行います。

### [ 主な取組 ]

No.	取組	内容
1	啓発看板等の作製・設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみと調和する啓発看板等のデザインを作製</li> <li>・景観維持を踏まえた適正な枚数・方法での啓発看板等の設置</li> </ul>
2	啓発看板等の点検・補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の啓発看板等の随時点検・補修・更新</li> </ul>
3	喫煙指定場所の周知と整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看板等による喫煙指定場所の周知</li> <li>・喫煙指定場所の定期清掃やパーテーションの設置等</li> </ul>



〔 啓発看板 〕



〔 啓発タイル 〕

[ 現状 ]

図表1 [ 芦屋市を美しく清潔で快適なまちだと思うかについて ]

【 市民調査 】

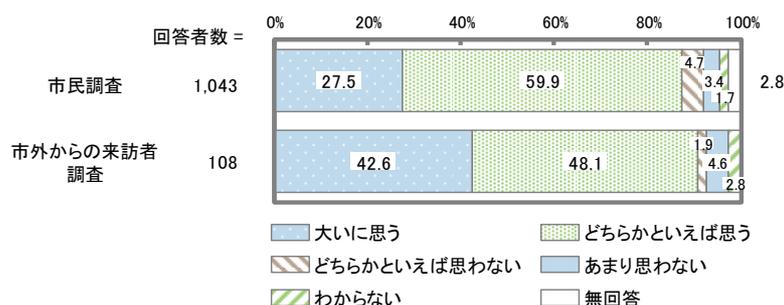
- ・「大いに思う」と「どちらかといえば思う」をあわせた“芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思う人”の割合は87.4%
- ・“芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思わない人”の割合は8.1%

【 市外からの来訪者調査 】

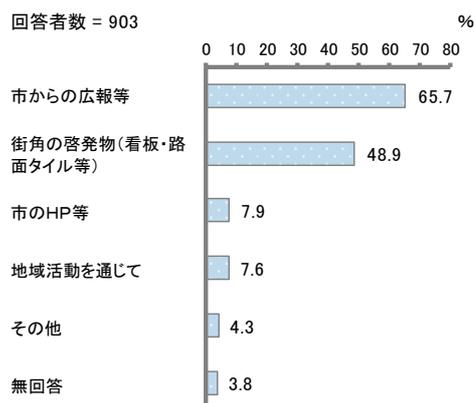
- ・“芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思う人”の割合は90.7%
- ・“芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思わない人”の割合は6.5%

図表2 [ マナー条例を知ったきっかけについて ]

- ・「市からの広報等」の割合が65.7%と最も高く、次いで「街角の啓発物（看板・路面タイル等）」の割合が48.9%



図表1 [ 芦屋市を美しく清潔で快適なまちだと思うかについて ]



図表2 [ マナー条例を知ったきっかけについて ]



[ 犬のお散歩マナー啓発路面タイル (5種) ]



## 第4章

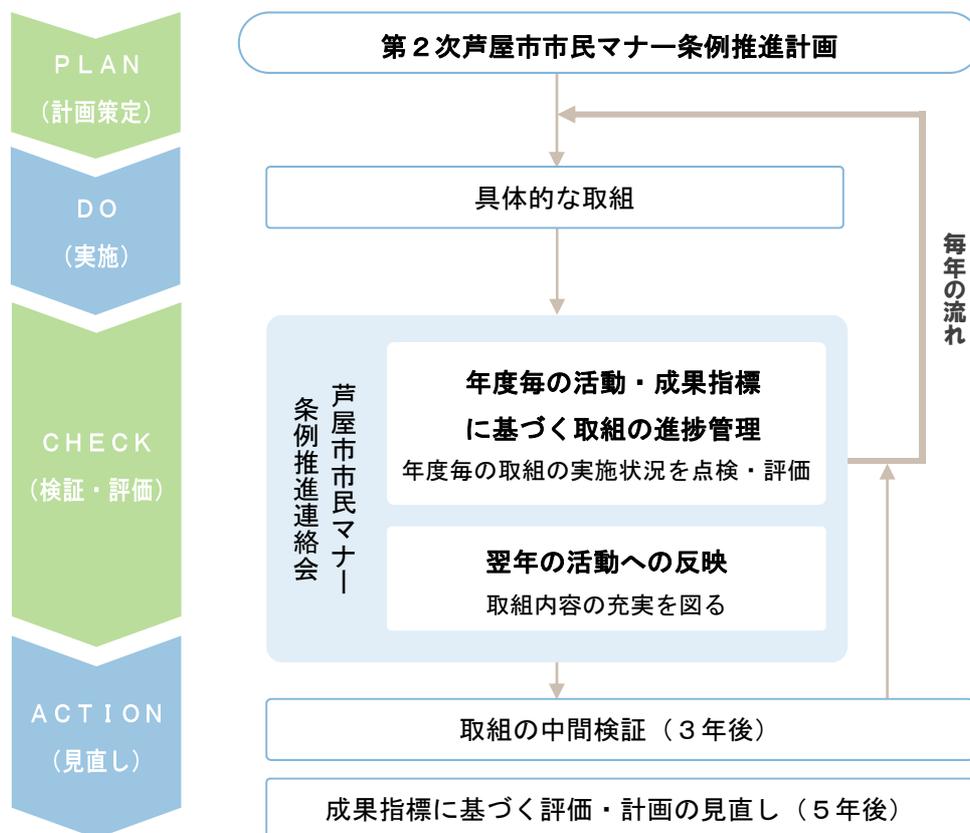
# 計画の管理

### 1 進捗管理

本計画の推進にあたっては、市民や関係団体等で組織する「芦屋市市民マナー条例推進連絡会」において、予め設定した成果指標及び活動指標に基づき進捗状況等を点検・評価し、必要に応じて実施方法等を見直していくことで進捗管理を行います。

点検・評価手法については、進捗管理表を作成し、取組項目毎に設定した活動指標に基づき1年毎に取組の進捗評価を行い、改善点等を翌年度の活動へ反映していくことで取組の充実を図ります。さらに、3年後には取組の中間検証、5年後には成果指標に基づく評価と計画の見直しを行う予定です。

#### [ 推進体制 ]



## 2 指標の設定

第2次計画では進捗状況を評価するために、以下のとおり成果指標及び活動指標を設定します。

### (1) 成果指標

成果指標は、最終年度に計画全体の評価を行うものと、年度毎に取組内容の評価を行うものに分けて設定します。

#### [ 計画全体の成果指標 ]

項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思ふ市民の割合 (出典：芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査)	87.4%	92.1%*

※平成 29 年度の現状値に「どちらかといえば思わない」の割合を合計した数値を目標値としています。

#### [ 年度毎の成果指標 ]

目標値：前年度から減少させる

No.	項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (翌年度)
1	市民マナー条例に関する苦情件数	67 件	前年度から 減少させる
2	啓発看板配布枚数 (件数)	132 枚 (49 件)	
3	過料処分件数 (うち市外在住者の件数)	231 件 (139 件)	
4	たばこの吸殻の投げ捨て本数	75,618 本	
5	空き缶等の投げ捨て個数	3,377 個	
6	飼い犬のふんの放置件数	98 件	
7	ゴミ処理量 (No. 4 ~No. 6 を含む)	439 kg	
8	飼い犬の放し飼いに対する注意件数	13 件	
9	歩行中や自転車乗車中の喫煙に対する注意件数	117 件	
10	花火禁止区域における違反行為件数 (注意・指導)	83 件	
11	プレジャーボート等航行規制違反件数 (注意・指導)	5 件	

※No. 4 ~No. 9 は、市民マナー条例指導員の巡回報告書の実績から把握を行う。

## (2) 活動指標

活動指標は、進捗管理表を用いて各年度当初に目標設定を行い、その達成状況等の取りまとめを年度末に実施し、翌年度の取組に活用します。なお、進捗管理表はホームページにて公表します。

[ 進捗管理表のイメージ ]

柱	取組	項目	活動指標 (目標値)	平成 31年度	平成 35年度	方向性	今後の 展望・課題	
違反行為の特性に応じた啓発	広報紙等を利用した啓発	広報紙等での掲載回数 (広報あしや)	●回				市民マナー条例推進 連絡会において 点検・評価を行い 次年度の取組に活用	
		広報紙等での掲載回数 (環境特集号)	●回					
		広報紙等での掲載回数 (アシヤニューズレター)	●回					
	啓発チラシの 作製・配布	啓発チラシ等の配布枚数 (一般啓発用)	●枚					
		啓発チラシ等の配布枚数 (外国人向け用)	●枚					
		啓発チラシ等の配布枚数 (まんがチラシ)	●枚					

# 資料編



# 参考資料

## 1 条例

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例

平成19年3月20日 条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、本市が国際文化住宅都市として良好な住環境を有していることにかんがみ、市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 公有又は私有の場所であるかを問わず、道路、公園、河川、山林、広場、海岸等自由に入出りできる場所をいう。
- (2) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、チューインガムのかみかす、紙くすその他のごみをいう。
- (4) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (5) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ト及びチに規定するものを除く。）の爆発又は燃焼をいう。
- (6) 夜間 午後9時から翌日の午前6時までの時間をいう。
- (7) 落書き 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地（以下「公共の場所等」という。）、建築物その他の工作物に承諾を得ることなく、塗料、墨等で文字、図形、絵画等を書くことをいう。
- (8) バーベキュー等 火気を用いて食品を調理する行為をいう。
- (9) プレジャーボート等 水上オートバイ、モーターボートその他の推進機関としての内燃機関（以下「機関」という。）を備える船舶（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第2項に規定する船舶を除く。）のうち、次に掲げる船舶以外の船舶をいう。

ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船

イ 海上運送法（昭和24年法律第187号）の規定による船舶運航事業の用に供する船舶

ウ 国又は地方公共団体が所有する船舶

エ 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶

(10) 航行 機関を用いて船舶が進行することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、清潔で安全かつ快適な生活環境づくりに努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講ずるとともに、市の施策に協力しなければならない。

2 たばこを販売（自動販売機による販売を含む。）する事業者は、たばこを購入する者に対し、歩行喫煙をし、たばこの吸殻を投げ捨て、又は放置しないよう啓発しなければならない。

3 空き缶等の発生の原因となる飲食物を販売（自動販売機による販売を含む。）する事業者は、当該飲食物を購入する者に対し、空き缶等を投げ捨て、又は放置しないよう啓発しなければならない。

4 花火を販売する事業者は、花火を購入する者に対し、花火の規制について、啓発しなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第6条 公共の場所の管理者は、この条例に定める禁止行為の防止について、必要な措置を講じ、市の施策に協力しなければならない。

(歩行喫煙等の禁止)

第7条 何人も、公共の場所において、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙してはならない。

(喫煙禁止区域の指定等)

第8条 市長は、喫煙を特に禁止する必要があると認める地区を、喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除しようとするときは、あらかじめ関係地域の市民、事業者、団体等と協議するものとする。

(喫煙の禁止)

第9条 何人も、前条第1項の規定により指定された喫煙禁止区域内の公共の場所においては、定められた場所以外で喫煙してはならない。

(たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て等の禁止)

第10条 何人も、公共の場所等において、たばこの吸殻及び空き缶等を投げ捨て、又は放置してはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第11条 缶、瓶、ペットボトルその他の容器に収納した飲食物を自動販売機により販売する事業者は、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(飼い犬のふんの放置禁止等)

第12条 犬を所有し、又は管理する者は、当該犬を公共の場所等において移動し、又は運動させるときは、常に鎖等により制御しなければならない。

2 犬を所有し、又は管理する者は、当該犬が公共の場所等においてふんを排泄したときは、当該ふんを回収しなければならない。

(夜間花火の禁止)

第13条 何人も、公共の場所等において、夜間に花火をしてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(花火禁止区域の指定等)

第13条の2 市長は、夜間を含む夜間以外の時間の花火を特に禁止する必要があると認める地区を、花火禁止区域として、花火を禁止する時間とともに指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、花火禁止区域を変更し、若しくはその指定を解除し、又は花火禁止区域において花火を禁止する時間を変更することができる。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項の花火禁止区域の指定、変更及び指定の解除並びに花火禁止区域において花火を禁止する時間の指定及び変更について準用する。

(花火の禁止)

第13条の3 何人も、前条第1項の規定により指定された花火禁止区域内において、花火を禁止された時間に花火をしてはならない。

(落書きの禁止)

第14条 何人も、落書きをしてはならない。

(落書きの消去の要請)

第15条 市長は、落書きによる文字、図形、絵画等が放置され、周辺環境美化を損なう状態にあると認めるときは、当該場所の管理者、所有者又は占有者に対し、当該文字、図形、絵画等を消去するよう要請することができる。

(バーベキュー等禁止区域の指定等)

第15条の2 市長は、バーベキュー等を特に禁止し、隣接する地域の生活環境及び自然環境を保全する必要があると認める区域を、バーベキュー等禁止区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、バーベキュー等禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項のバーベキュー等禁止区域の指定、変更及び指定の解除について準用する。

(バーベキュー等の禁止)

第15条の3 何人も、前条第1項の規定により指定されたバーベキュー等禁止区域内において、バーベキュー等をしてはならない。

(プレジャーボート等航行禁止区域の指定等)

第15条の4 市長は、プレジャーボート等の航行を特に禁止し、隣接する地域の生活環境を保全する必要があると認める水域を、プレジャーボート等航行禁止区域として、プレジャーボート等の航行を禁止する時間とともに指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、プレジャーボート等航行禁止区域を変更し、若しくはその指定を解除し、又はプレジャーボート等航行禁止区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間を変更することができる。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項のプレジャーボート等航行禁止区域の指定、変更及び指定の解除並びにプレジャーボート等航行禁止区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間の指定及び変更について準用する。

(プレジャーボート等の航行の禁止)

第15条の5 何人も、前条第1項の規定により指定されたプレジャーボート等航行禁止区域内において、プレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 水難その他の非常事態の発生に際し必要な措置を講ずるためプレジャーボート等を航行させる場合

(2) 国又は地方公共団体の業務を行うためプレジャーボート等を航行させる場合

(推進計画)

第16条 市は、市民及び事業者と協力し、この条例の目的を達成するために必要な啓発、指導その他の活動の推進に関する計画（次項において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、前項の規定により推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(美化推進員)

第17条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な啓発、指導その他生活環境の向上のための実践活動を行うため、美化推進員を委嘱することができる。

(勧告及び命令)

第18条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、当該行為の中止又は是正を勧告し、又は命令することができる。

- (1) 第10条の規定に違反してたばこの吸殻及び空き缶等を投げ捨て、又は放置した者
- (2) 第11条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない事業者
- (3) 第12条の規定に違反して犬を鎖等により制御せず、又は犬のふんを回収しなかった者
- (4) 第13条の規定に違反して夜間に花火をした者
- (5) 第13条の3の規定に違反して花火禁止区域内で花火を禁止された時間に花火をした者
- (6) 第14条の規定に違反して落書きをした者
- (7) 第15条の3の規定に違反してバーベキュー等禁止区域内でバーベキュー等をした者
- (8) 第15条の5の規定に違反してプレジャーボート等航行禁止区域内でプレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させた者

(補則)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第18条の規定による命令（同条第2号に係る命令を除く。）に従わない者は、10万円以下の罰金に処する。

(過料)

第21条 第9条の規定に違反して喫煙禁止区域内の公共の場所において喫煙した者は、5万円以下の過料に処する。

2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為をその指定する職員に行わせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例の廃止)

2 芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例（平成9年芦屋市条例第25号）は、廃止する。

附 則（平成21年6月29日条例第32号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例第18条第5号の規定に係る命令違反に対する罰則の適用については、平成21年9月30日までは、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月24日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(バーベキュー等禁止区域及びプレジャーボート等航行禁止区域の指定に係る準備行為)

2 市長は、施行日からこの条例による改正後の芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（以下「新条例」という。）第15条の2第1項に規定するバーベキュー等禁止区域として指定しようとする区域があるときは、施行日前においても、当該区域を施行日からバーベキュー等禁止区域として指定する旨を告示することができる。

3 市長は、施行日から新条例第15条の4第1項に規定するプレジャーボート等航行禁止区域として指定しようとする区域があるときは、施行日前においても、当該区域を施行日からプレジャーボート等航行禁止区域として指定する旨及び当該区域でプレジャーボート等の航行を禁止する時間を告示することができる。

4 前2項の告示があったときは、新条例第15条の2第3項及び第15条の4第3項において準用する第8条第3項の規定による告示があったものとみなす。

附 則（平成25年9月24日条例第24号）

(施行期日)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

## 2 計画の策定体制（設置要綱，委員名簿）

### （1）芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議設置要綱

#### 芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議設置要綱

（設置）

第1条 芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成19年芦屋市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき，条例の目的を達成するために必要な啓発，指導その他条例の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するにあたり，専門的及び総合的な立場からの意見を聴くため，芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定会議は，次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的達成のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定会議は，委員15人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者又は団体から選出された者のうちから市長が委嘱し，又は任命する。

- (1) 自治会等地域活動団体
- (2) 美化推進員
- (3) 商工活動団体
- (4) 行政関係者
- (5) 前号に掲げる者のほか，市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は，委嘱又は任命の日から推進計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 策定会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は，委員の互選により選任し，副会長は，委員のうちから会長が指名する。

3 会長は，策定会議を代表し，会務を総理する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定会議は，会長が招集し，会長がその策定会議の議長となる。

2 策定会議は，委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(代理出席)

第7条 第3条第2項第1号から第4号までの委員は、その所属する機関の職員等を代理人として出席させることができる。

2 前項の規定により代理人を出席させようとするときは、会議開催前までに代理人の職及び氏名を明記した委任状を会長に提出し、承認を得なければならない。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、環境に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が策定会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

## (2) 芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議委員名簿

分類	所属団体名等	氏名
自治会等地域活動団体	芦屋市環境衛生協会	◎ 樋口 勝紀
商工活動団体	芦屋市商工会	田寺 明生
芦屋市美化推進員	美化推進員(松浜町自治会)	西原 美津夫
	美化推進員(呉川町町内会)	○ 添田 ひろみ
行政関係者	芦屋市市民生活部 地域経済振興課 係長	森本 真司
	芦屋市市民生活部 環境施設課 係長	濱田 真規子
	芦屋市教育委員会 学校教育課 係員	森 洋樹
事務局	芦屋市市民生活部 環境課長	米村 昌純
	芦屋市市民生活部 環境課 係長	太田 暁弘
	芦屋市市民生活部 環境課 係員	品川 大輔

◎ : 会長

○ : 副会長

### 3 計画の策定経過

年	日程	会議等	主な協議内容等
29	11月	芦屋市市民マナー 条例推進に関する アンケート調査	・一般市民を対象とした芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査
29	11月	美化推進員への アンケート調査	・美化推進員を対象とした芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査
30	8月31日(金)	第1回策定会議	・計画策定にあたって ・アンケート調査結果報告 ・美化推進員への団体ヒアリングと市外からの来訪者への聞き取り調査の概要・内容 ・策定スケジュール
30	9月5日(水)	美化推進員の団体 ヒアリング (ワーキング形式)	・美化推進員に対するワーキング形式のヒアリング(現在のまちの環境や市民のマナーの現状について)
30	9月19日(水)	市外の人への 聞き取り調査	・来訪者を対象にした芦屋市の環境美化やマナーに対する意識調査
30	10月10日(水)	第2回策定会議	・美化推進員への団体ヒアリングと市外からの来訪者への聞き取り調査の結果報告 ・計画骨子について
30	11月15日(木)	第3回策定会議	・計画の構成と骨子について ・計画の内容について ・パブリックコメントについて
30	12月4日(火)	民生文教常任委員会	・計画の原案及びパブリックコメントの実施について
30 ～ 31	12月17日(月) ～1月26日(土)	パブリックコメント	・計画の原案について
31	2月5日(火)	第4回策定会議	・計画案及びパブリックコメントの実施結果について
31	2月21日(木)	民生文教常任委員会	・計画案及びパブリックコメントの実施結果について

## 4 各調査の概要

### ① 芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査

対 象 者	20 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出）
調 査 内 容	市民マナー条例の認知度や効果, 迷惑行為防止のために必要なこと等
方 法	郵送による調査票の配布・回収
時 期	平成 29 年 11 月
調査票配布数	2,000 件
調査票回収結果	1,043 件（52.2%）

### ② 美化推進員へのアンケート調査

対 象 者	美化推進員
調 査 内 容	市民マナー条例の認知度や効果, 迷惑行為防止のために必要なこと等 （調査票は①と同じ）
方 法	郵送による調査票の配布・回収
時 期	平成 29 年 11 月
調査票配布数	41 件
調査票回収結果	31 件（75.6%）

### ③ 美化推進員の団体ヒアリング

対 象 者	美化推進員
調 査 内 容	アンケート調査だけでは把握しきれない市民の意識や行動等の実態, 美化推進員として感じる課題等
方 法	ワークシートを使用したワーキング形式
時 期	平成 30 年 9 月 5 日
参 加 者 数	12 人

#### ④ 市外の人への聞き取り調査

対 象 者	市外からの来訪者
方 法	対面での聞き取り調査
時 期	平成 30 年 9 月 19 日
調査実施場所	市内 2 駅周辺 午前：阪神芦屋駅の南北 午後：J R 芦屋駅の南北，阪神芦屋駅の南北
調査票回収結果	108 件

#### ⑤ パブリックコメント

[ 意見募集期間 ]

- ・平成 30 年 12 月 17 日（月）から平成 31 年 1 月 26 日（土）

[ 提出件数 ]

- ・4人 6件

[ 意見公表の方法 ]

- ・市ホームページに掲載

## 第2次芦屋市市民マナー条例推進計画

発行 平成31年3月

発行者 芦屋市 / 編集 市民生活部環境課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL : 0797-38-2050 FAX : 0797-38-2162

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp>



ホッと、マナー。ASHIYA CITY